

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

篠山市長 様

申込者  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号( ) \_\_\_\_\_

「空き家バンク」登録(新規・変更)申込書

篠山市空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり「空き家バンク」へ登録を申し込みます。

記

- 1 契約交渉については、次の方法を選択します。  
※どちらかの方法に○を記入してください。  
  
( )間接型  
契約交渉に関わる全てについて、篠山市との協定に基づく宅地建物取引業者へ媒介を依頼します。併せて、情報の提供を承諾いたします。  
  
( )直接型  
契約交渉に関わる全てについて、所有者等と利用希望者の両者間で、責任をもって行います。  
  
2 空き家バンクへの登録(変更)内容は、別紙「空き家バンク」登録カード(様式第2号)に記載のとおりです。  
  
3 家屋情報等の確認のため、当該物件にかかる市の税情報の使用を認めます。

注(1) 篠山市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。また登録する物件についての各種法令等の適合状況については、「所有者等」と「利用希望者」間で確認いただきます。なお、宅建協会へ依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

また、「所有者等」と「利用希望者」の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。

- (2) 篠山市個人情報保護条例(平成13年篠山市条例第36号)の規定の趣旨に基づき、申込みされた個人情報は「利用希望者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。
- (3) 地方税法の規定により、税情報が開示できる申込者は、固定資産税の納税義務者に限ります。